

令和7年度 座間味村国民健康保険収納対策緊急プラン

1. 滞納状況の解消

1. 他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続方法等を周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨する。
2. 窓口納付相談等において、生活保護申請が必要な状況にもかかわらず、生活保護の申請を行っていない被保険者に対し、資産状況、収入状況を把握し、早期に生活保護の申請を勧奨する。
3. 官報等により、自己破産手続開始者、民事再生手続完了者の発見に努め、迅速に不納欠損処理を行う。
4. 時効完成前に預貯金調査等を行い、納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行うこと。
5. 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税に努める。
6. 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を国保加入者への周知を行う。

2. 人員の増員等

1. 収納担当職員の徴収対策チームを設置し、応援態勢の実施を図る。
2. 未納者対応プログラムや滞納分析シミュレーション等の新たな職員研修を検討し、職員の知識、能力の向上に努める。

3. 徴収方法の改善等

1. 納期内未納者については、すみやかに電話催告及び分割納付を勧める。
2. 年2回の収納強化週間を設置し、夜間等に徴収対策チームによる、徴収訪問を行い収納対策を強化する。
3. 口座振替について広報・窓口での勧奨、訪問による勧奨を行い、口座振替の増加に努める。
4. 健康福祉まつり等の村の行事を活用し、国民健康保険のパンフレット等を配布する。

4. 滞納処分の実施

1. 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住を確認するとともに、転出者の財産調査を行う。
2. 税務担当課と連携して、財産の差押え、預貯金、給与、国税還付金、軍用地料の差押え等について実施する。
3. 悪質滞納者について毅然とした態度で臨み、滞納処分を実施する。